

令和4年度職員団体との交渉結果（第1回人事課長交渉（現業））

1. 交渉団体

滋賀県職員組合、滋賀県職員組合現業職員協議会

2. 当局側出席者

人事課長、他人事課員

3. 交渉日および場所

令和4年11月11日（金）13:15～14:30 本館3-B会議室

4. 内容

給料表の見直し、諸手当関係、業務体制、公用車更新、被服貸与、人事評価制度 など

5. 交渉状況

職員団体	県
技能労務職給料表の国の行政職（二）表水準への見直しについて、今回は提案しないという認識でよいか。	多くの都道府県で見直しが実施され、または見直しに向けた取組がされている状況であり、本県においても見直すべき時期に来ていると考えている。今回は提案しないが、引き続き話し合いをお願いしたい。
退職手当の算定について、他団体との相互通算規定の関係から年単位で勤続期間を計算しているが、技能労務職員は年度途中での採用が多いことから、課題である。	/
夏期ハウス内薬剤散布作業について、過酷な状況で命がけの作業を行っている職員に手当の支給を求める。全国に先駆けて、滋賀県で導入してもらいたい。	暑い時期の作業が大変なことは重々承知しているが、適切に休憩をとるなどで対応してほしい。また、同様の手当を措置している団体は、全国でも多くないことから、手当の新設は困難。
ダム湖での作業に対する特殊勤務手当の増額および船舶に係る保険加入を求める。また、現場にも足を運んでほしい。	特殊勤務手当については、諸般の事情を考慮しながら、見直しに努めたい。保険加入については、関係所属へ共有を行う。現場への訪問については、来年の夏頃を目途に前向きに検討する。
危険物取扱について、採用時の条件にない資格により、危険物取扱責任者として重い責任を負わされていることから、特殊勤務手当を新設すること。また、管理職員が資格を取得し、取扱責任者になるべきであり、技能労務職員を取扱責任者とするべきではない。	現に危険物を使用する業務に従事した場合は、特殊勤務手当を支給している。資格の有無に着目した特殊勤務手当の新設は困難。
畜産技術振興センターでは、キャトルステーション事業の拡大により、業務が増加している。非常勤職員には対応できない業務も多いため、正規職員の増員を求める。	退職すれば即その職で補充するというのではなく、所管部局の考えも聞きながら、業務量の推移や将来的な見通し、業務の代替性、社会経済情勢などを総合的に勘案の上、検討していく考え。
ダム管理技術員の体制について、それぞれのダムの特性を踏まえた技術承継が必要となるため、継続的に検証してほしい。ダム管理技術員の業務は刑事事件につながる可能性があるものだということを理解し、しっかりと体制整備をしてほしい。	
茶業指導所や農業大学校において、技術を持った技能労務職員が間もなく退職する。技術の承継のため、採用を求める。	

<p>公用車の更新について、特殊車両の更新が後回しになっている。緊急時に対応できるよう、更新を求める。</p>	<p>特殊車両の更新について、各所属で予算要求等も含めて検討していると聞いている。</p>
<p>被服貸与について、空調付き作業服を貸与した事例があるとのことだが、所属で相談しても対応してもらえない。人事課から所属に後押しを。</p>	<p>意見があったことを所属へ伝える。</p>
<p>人事評価制度の必要性は認めるものの、目標設定方式は技能労務職員に馴染まないと考え。実施方法について検討してほしい。</p>	<p>人事評価制度を円滑に実施できるよう、必要に応じて見直しも行いながら取り組んでいきたい。</p>